

# 船橋在宅医療ひまわりネットワーク会則

## (目的)

第1条 本会は、保健、医療、福祉その他の在宅医療・介護に関係する方々のより緊密な連携協力体制を整備するとともに、在宅医療・介護に関する技術力の強化、調査研究及びその成果の普及その他の在宅医療・介護の提供体制の整備に関し必要な事業を推進し、もって市民の安心で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

## (事業)

第2条 本会は、前述の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 在宅医療・介護に関係する方々の連携の強化についての検討
- (2) 在宅医療・介護の提供体制の整備に資する調査、情報収集及び研究
- (3) 在宅医療・介護に関係する人材の育成に資する研修
- (4) 在宅医療・介護に関する市民への啓発
- (5) その他在宅医療・介護の提供体制の整備に関し必要な事業

## (会員)

第3条 本会は、本会の目的に賛同する団体及び個人を会員として構成する。

## (会員の活動)

第4条 本会の会員である団体（以下「会員団体」という。）の構成員は、本会の活動に参加することができる。

2 会員団体の構成員ではない方は、本会の個人会員となることにより、本会の活動に参加することができる。

## (会員費)

第5条 会員費は無料とする。

## (役員)

第6条 本会に次に掲げる役員をおく。役員は、会員団体から推薦を受けた、会員団体の構成員をあてる。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 企画委員
- (4) 監事

2 役員会は、役員によって組織し、本会が実施する前述の事業の企画、立案、評価及び改善を行う。

## (委員会)

第7条 本会は、役員会において企画及び立案された事業を行うため、当該事業ごとに委員会を設置する。

2 委員会は、役員および会員団体から推薦を受けた会員団体の構成員、個人会員によって組織する。

## (営業行為等の禁止)

第8条 会員は、その資格を利用して、本会及び本会の会員に対し、営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為を行ってはならない。

(入会)

第9条 個人会員として本会への入会を希望する個人、および船橋市外に所在地を有する施設・事業所は、所定の手続きに基づき申し込みを行う。

2 代表・副代表・各委員会リーダーは、本会の審査を経て、入会の可否を決定する。

3 代表は、第1項の申し込みが次の各号のいずれかに該当する場合、申し込みを棄却することができる。

- (1) 政治、宗教に関する行為を行う恐れのある個人からの申し込み。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団を始めとする反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）及び暴力団、暴力団員若しくは反社会的勢力と密接な関わりのある個人からの申し込み。
- (3) 本会の審査により、適当でないと認められた個人からの申し込み。
- (4) 第3条に規定される会員としての資格条件を満たしていない場合。
- (5) その他、本会が適当でないと認めた個人からの申し込み。

(退会)

第10条 本会の会員が退会を希望する場合は、その旨を書面で届け出るものとする。

2 代表は、次の各号のいずれかに該当した場合、当該会員を退会させることができる。

- (1) 本会への入会申込み時の内容に虚偽があった場合。
- (2) 政治、宗教に関する行為を行った場合。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員若しくは反社会的勢力及び暴力団、暴力団員若しくは反社会的勢力と密接な関わりがあると判明した場合。
- (4) 本会の運営に支障を生じさせ、又は生じさせる恐れがあると委員会が判断した場合。
- (5) 本会の活動目的・理念等に反する行為があると認められる場合。
- (6) 第8条の規定に違反した場合。
- (7) その他、委員会が適当でないと認めた場合。

(経費等)

第11条 本会の経費は、船橋市から交付される交付金をもって充てる。

(その他)

第12条 この会則に定めのない事項については、役員会において協議を行い決定する。

附 則

この会則は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年7月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年10月5日から施行する。